

## 社会福祉法人慈光会役員の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人慈光会（以下「法人」という。）の理事・監事（以下「役員」という。）の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

### (理事会出席及び監事監査実施報酬)

第2条 役員が理事会に出席したとき及び監事が監査を行ったときは、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (役員の報酬)

第3条 役員が理事会以外の日において、法人業務及び事業運営のために業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (出張旅費)

第4条 役員が法人業務のために出張する場合は、別表 3 により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

### (適用除外)

第5条 役員が事業の職員を兼務する場合で、通常の勤務時間内の業務・委員会出席または業務による出張の場合は、報酬は支払わない。

### (改正)

第6条 この規定を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

### 附則

- 1 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表の報酬額は、源泉所得税差し引き後の額とする。

#### 別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
委員会出席報酬等	5, 0 0 0 円	旅費規程別表による

#### 別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
業務報酬等	1 0, 0 0 0 円	旅費規程別表による

#### 別表 3

名 称	報 酬	実費弁償費
業務出張等	1 0, 0 0 0 円	旅費規程別表による